

障 発 0 2 2 0 第 7 号
平成 2 7 年 2 月 2 0 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。ただし、平成 27 年 4 月 1 日において現に存する地域移行型ホームについては、なお、従前の例によります。

新旧対照表

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一～第四（略） 第五 生活介護 1～3（略） 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （1）（略） （2）<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>に関する特例（基準第94条の2） 介護保険法による<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>（<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第63条第1項に規定する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>をいう。）又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第171条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>をいう。）（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>」という。）が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第62条に規定する<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>をいう。）又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第170条に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。）（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>」という。）を提供する場合には、当該<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第63条第1項に規定する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。）又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第171条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。）（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。）の登録定員は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の登録者の数と第94条の2の</p>	<p>第一～第四（略） 第五 生活介護 1～3（略） 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （1）（略） （2）<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>に関する特例（基準第94条の2） 介護保険法による<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>を提供する場合には、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護</u>を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録定員は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、<u>児童福祉法</u>に基づく<u>指定通所支援</u>の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所支援基準</u>」という。）第54条の8の規定により基準該当<u>児童発達支援</u>とみなされる<u>通いサービス</u>若しくは<u>指定通所支援基準</u>第</p>

規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。（基準第94条の2第1号）

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第94条の2第2号）

ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人

イ 登録定員が28人の場合、17人

ウ 登録定員が29人の場合、18人

- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。（基準第94条の2第3号）
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第94条の2

71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、25人以下とすること。（基準第94条の2第1号）

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。（基準第94条の2第2号）

- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。（基準第94条の2第3号）

- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、第94条の2の規

の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条の 2 第 4 号）

- ⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第 94 条の 2 第 5 号）

第六 短期入所

1～4（略）

5 基準該当障害福祉サービスの基準

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 125 条の 2）

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54

定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条の 2 第 4 号）

- ⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第 94 条の 2 第 5 号）

第六 短期入所

1～4（略）

5 基準該当障害福祉サービスの基準

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例（基準第 125 条の 2）

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の

条の8の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。
- ④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

第七～第十四（略）

第十五 附則

1 地域移行支援型ホームの特例（基準附則第7条）

指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（基準第213条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第十三の2の（1）参照）が、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下「病院」という。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をしながら

8の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するものであること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。
- ④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

第七～第十四（略）

第十五 附則

1 地域移行型ホームの特例（基準附則第7条）

指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（基準第213条の6において準用する場合を含む。）の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第十三の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であつて、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。

ら生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成 37 年 3 月 31 日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。

なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の 1 つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。よって、新規の指定については平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから 6 年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成 30 年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。

また、平成 27 年 4 月 1 日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、3 (1) について特に留意すること。

- (1) 地域移行支援型ホームは、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所のうち基準第 210 条第 1 項の規定の特例措置であるため、異なる定めがある場合を除き、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に係るその他の要件を満たさなければならない。
- (2) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。
- (3) 病院の精神病床数の減少を伴うものであって、病院の定員 1 以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を 1 とする（つまり、病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。）。

なお、平成 24 年 3 月 31 日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成 24 年 4 月 1 日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。

- (1) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。
- (2) 入所施設の定員数又は病院の精神病床数の減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 入所施設又は病院の一部又は全部を地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員 1 以上の削減に対し、地域移行型ホームの定員を 1 とする（つまり、入所施設又は病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行型ホームの定員を設定することとなる）。
 - ② 入所施設又は病院の敷地内にある看護師寮や職員寮など、入所施設又は病院以外の建物を地域移行型ホームに転換する場合については、原則として、入所施設又は病院の定員 1 の削減に対し、地域移行型ホームの定員を

<p>(4) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>1の2 <u>地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等(基準附則第7条の2)</u></p> <p><u>地域移行支援型ホームを行う事業者が設置する共同生活住居は、医療の提供を行う病院とは異なり日常生活を送るための生活の場であり、利用者のプライバシーを確保する観点からも、共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されなければならない。</u></p> <p><u>このため、共同生活住居の入口は、病院を利用する患者や病院関係者が利用する病院の入口と異なるものとするとともに、病院を利用する患者等が共同生活住居に立ち入らないよう、建物を別にしたり廊下に壁や施錠されたドアを設ける等共同生活住居と病院を直接行き来できないような構造としなければならない。共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用することはできない。</u></p> <p><u>また、地域移行支援型ホームの従業者は、専ら当該地域移行支援型ホームの職務に従事する者でなければならない。サービス提供時間帯以外の時間帯も含め、当該地域移行支援型ホームを設置する病院の従業者と兼務してはならない。</u></p> <p>2 <u>地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間(基準附則第8条)</u></p> <p><u>地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通時的な居住の場としての機能を有するものであることから、<u>地域移行支援型ホーム事業者</u>は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。</u></p>	<p><u>2とする。</u></p> <p>③ <u>入所施設又は病院の敷地内にある身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)、知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。</u></p> <p>(3) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>2 <u>地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間(基準附則第8条)</u></p> <p><u>地域移行型ホームは、地域への移行のための通時的な居住の場としての機能を有するものであることから、<u>地域移行型ホーム事業者</u>は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。</u></p>
--	--

しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。

3 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針（基準附則第9条）

(1) 基準第3条に規定されているように、地域移行支援型ホーム事業者を含む指定障害福祉サービス事業者は、利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならないこととされている。

このため、地域移行支援型ホームを行う事業者は、障害者権利条約の理念を踏まえつつ、利用者の意向を尊重して支援を行わなければならない。よって、地域移行支援型ホームの利用は利用する者の意思に基づき選択されなければならない。また、病院や地域移行支援型ホームを行う事業者がその利用を過度に推奨したり強制してはならない。また、利用者の地域移行支援型ホームにおける日常生活上の行為について、利用者が自由に行動できるよう配慮しなければならない。例えば、利用者が外出する際に当該事業者の許可を条件とすることや外部からの来客との面会を禁止すること、利用者の意思に反して日中活動の場を指定すること、利用者の日常生活上の行為について正当な理由なく報告を課すことなどはしてはならない。ただし、防犯上の理由などやむを得ない事情がある場合や共同生活を送る上で通常必要と考えられる必要最低限の範囲で一般的な決まりを設けることは可能であるが、利用者に対し不当な制限を課していると疑われる行為は厳に慎まなければならない。

(2) 地域移行支援型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行支援型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、指定特定相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行支援型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障

しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。

3 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針（基準附則第9条）

地域移行型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計

害福祉サービス等を積極的に利用させる等関係者との十分な連携を図りつつ、入居中においても地域移行に向けて計画的に必要な支援を行うものとする。

4 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第 10 条）

地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 58 条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから 2 年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。

また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。

5 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第 11 条）

基準附則第 11 条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に 1 回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。

なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要とな

画的な支援を行うものとする。

4 地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第 10 条）

地域移行型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 58 条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行型ホームに入居してから 2 年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。

また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、入所施設又は病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。

5 地域移行型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第 11 条）

基準附則第 11 条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。

なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるも

るものである。

さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

6～9（略）

10 指定共同生活援助介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

(1) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 211 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 211 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) 前 2 項の場合、基準第 208 条第 1 項第 2 号に掲げる当該指定共同生活援助

のである。

また、当該地域移行推進協議会における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存しなければならない。

6～9（略）

10 指定共同生活援助介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

(1) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成 27 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 211 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成 27 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 211 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) 前 2 項の場合、基準第 208 条第 1 項第 2 号に掲げる当該指定共同生活援助

<p>事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</p> <p>11 (略)</p>	<p>事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</p> <p>11 (略)</p>
--	--